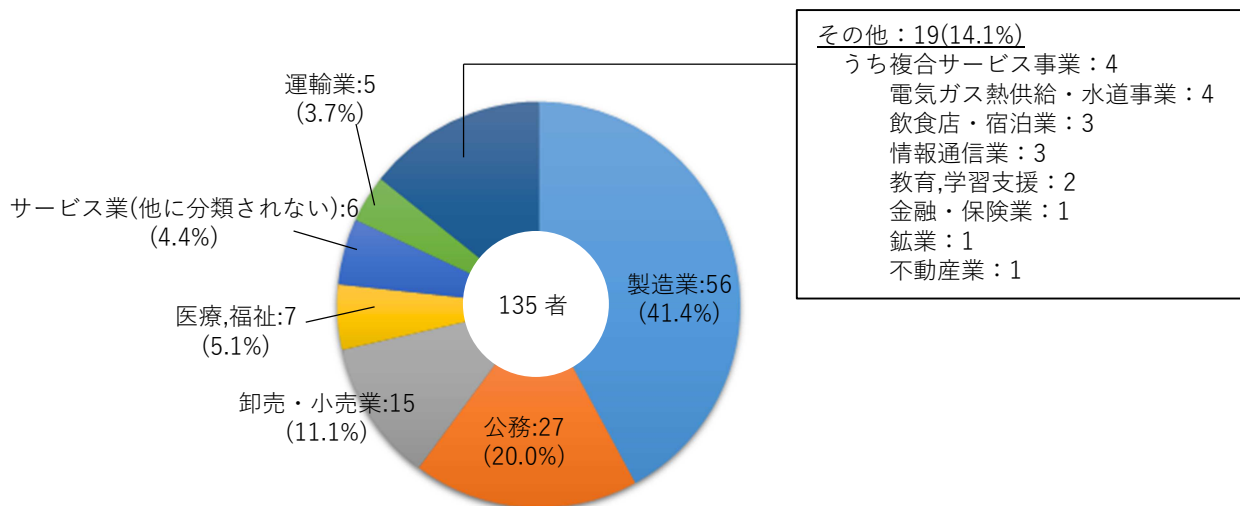


# 特定事業者の温室効果ガス排出状況(令和4年度実績分)について

## 1 特定事業者の内訳

- ・令和5年度の「秋田県地球温暖化対策推進条例」の規制対象の特定事業者<sup>※</sup>は135事業者となり、令和4年度と比較すると4事業者の減少となった。
- ・業種別では、製造業が56事業者で全体の41.4%、次いで公務が27事業者で全体の20%を占めている。

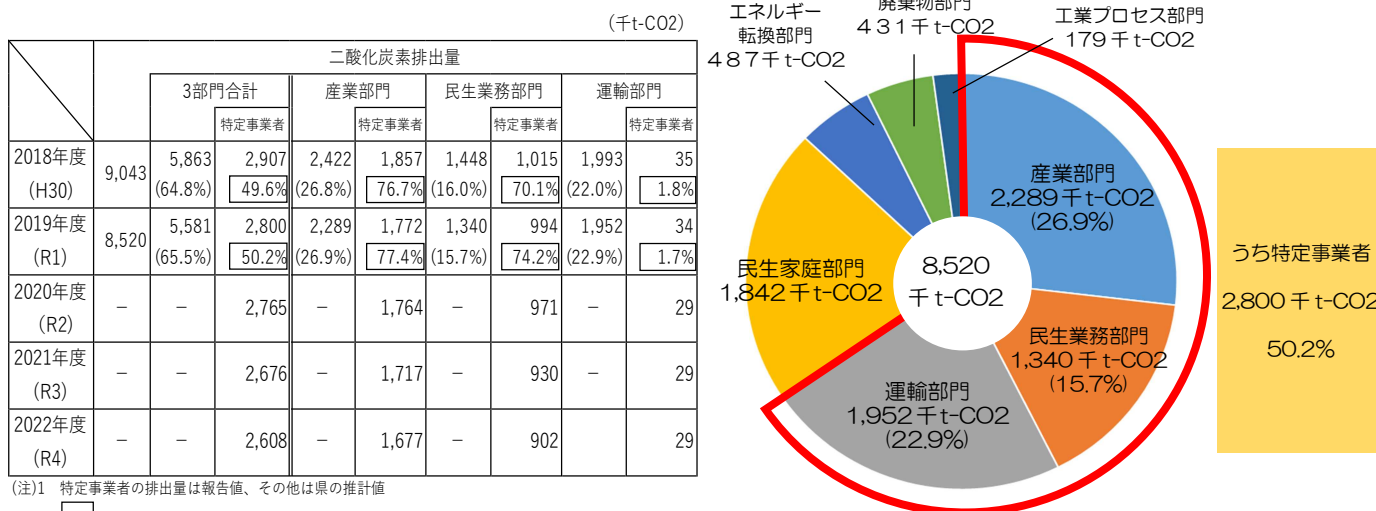
※ ①秋田県内に設置している全ての事業所(工場、店舗、営業所など)の前年度のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上の事業者  
 ②秋田県内に登録している自動車の台数が、トラックとバスは200台以上、タクシーは350台以上の自動車運送事業者



## 2 特定事業者のCO2排出割合(参考値)

- ・本県の温室効果ガス排出量の89.6%(令和元年度)は二酸化炭素。その65.5%(26.9%+15.7%+22.9%)を産業部門(1,2次)と民生業務部門(3次)、運輸部門<sup>※</sup>が排出している。
- ・データの出典が異なるため一概に比較できないが、全体像把握のため特定事業者からの排出割合を計算すると、その割合は50.2%となっている。

※自家用車を含む



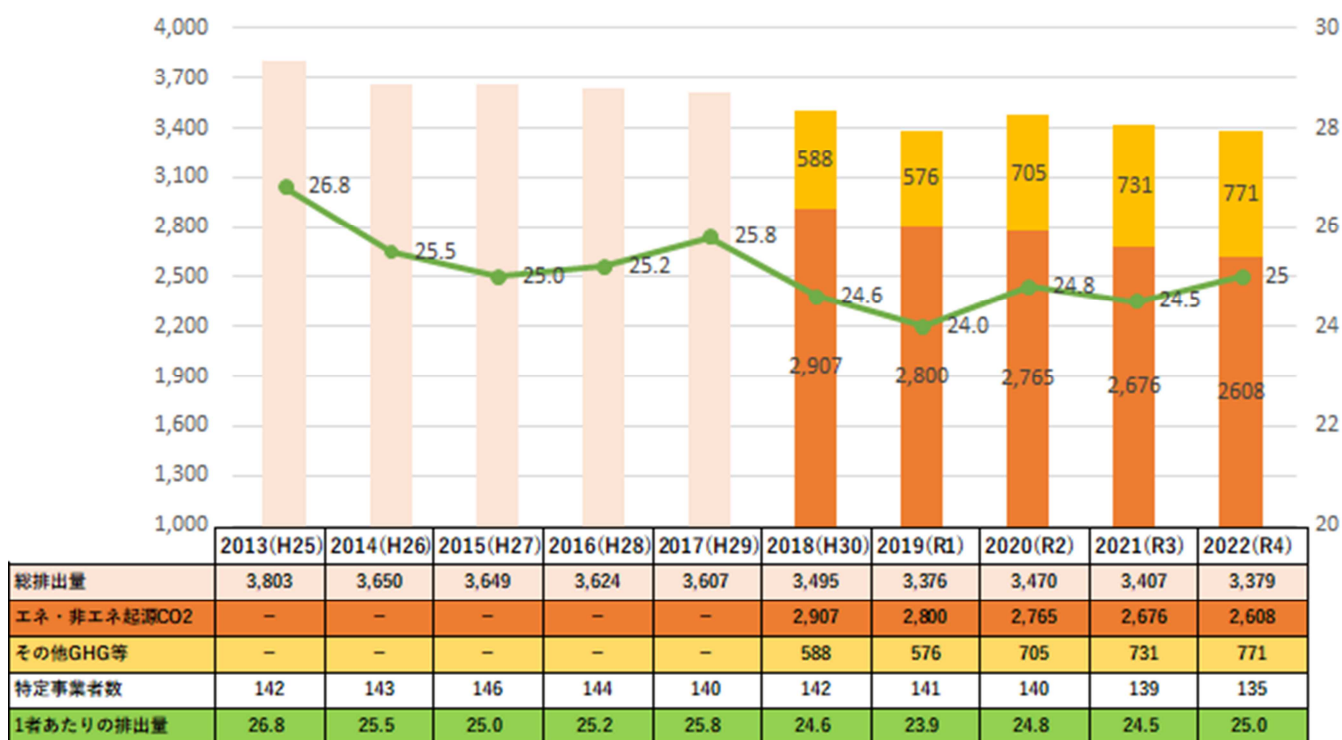
(注)1 特定事業者の排出量は報告値、その他は県の推計値

2 □は各部門に占める特定事業者の割合

### 3 特定事業者の排出量の推移

・産業・民生業務・運輸部門の合計において5割を占める特定事業者の排出量は、第2次温対計画の基準年度の平成25年度以降、総排出量、1者あたりの排出量ともに減少傾向にある。

(千 t-CO<sub>2</sub>)



### 4 特定事業者の令和4年度の排出実績

・特定事業者数は135事業者となり、その他ガスを含めた温室効果ガス排出量は、前年度比▲0.8%の3,379千t-CO<sub>2</sub>となった。このうち増加が77事業者、減少が57事業者、増減なしが1事業者となった。

・原単位排出量の目標を設定している事業者は全体の58.5%の79事業者で、前年度に比べ増加が40事業所、減少が38事業者、増減なしが1事業者となった。原単位排出量平均は+0.4%となった。

	特定事業者数	温室効果ガス排出量	前年度比
原油換算エネルギー1,500kL以上使用の事業者	130	3,350	▲0.8%
トラック200台以上等の運送事業者	5	29	▲0.2%
計	<b>135</b>	<b>3,379</b>	<b>▲0.8%</b>

増加77、減少57、増減なし1

原単位排出量目標設定事業者 (原単位排出量平均値の前年比)	79 (+0.4%)	増加	40
		減少	38
		増減なし	1